

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 5 2 号

函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営
に関する基準等を定める条例の一部改正について
函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基
準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基
準等を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 2 3 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 1 4 8 条第 1 項各号列記以外の部分および同項第 4 号，第 1 8 3 条
第 1 項各号列記以外の部分および同項第 3 号ならびに第 1 9 0 条第 1 項
第 1 号，第 2 号および第 4 号中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」
を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部
改正に伴い，指定短期入所生活介護事業者等の職員の配置の基準に関す
る規定を整備するため